

○自治医科大学における研究活動の不正防止に関する規程

(平成 27 年規程第 49 号)

改正 平成 29 年規程第 1 号 令和 3 年規程第 37 号

自治医科大学における研究活動の不正防止に関する規程（平成 19 年規程第 33 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適切かつ迅速な対処に関する必要な事項を定め、もって、本学における公正かつ透明性のある研究活動を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び濫用をいう。
- (2) 不正行為 特定不正行為及びこれ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会的通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。
- (3) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 濫用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 研究者等 本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設設備を利用する研究活動を行うすべての者をいう。
- (7) 部門 各学部、各研究科及び自治医科大学学則第 42 条に規定する教育研究施設をいう。
- (8) 配分機関等 競争的資金及び基盤的経費その他関係省庁の予算配分又は措置を行う機関をいう。

(統括責任者)

第 3 条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有するものとし、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
(研究倫理教育責任者)

第 4 条 本学に、研究者倫理の向上及び不正行為の防止に関する教育を実施するため、研究者倫理教育責任者（以下「教育責任者」という。）を置き、研究管理委員長をもってこれに充てる。

2 教育責任者は、研究者等に対する定期的な研究倫理に関する教育、啓発等研究者倫理の向上及び不正行為の防止に係る教育のために必要な措置を講じるものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、本学が行う研究倫理に関する必要な研修を一定期間内に履修しなければならない。
- 3 研究者等は、教育責任者から研究上の不正防止に向けた取組みに関する指示又は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動により得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料として、別に定める期間適切に保存し、必要があるときは開示しなければならない。
- 5 研究者等は、研究上の不正に係る疑義が生じた場合、事実関係を誠実に説明しなければならない。

(公正委員会)

第6条 本学に、研究活動における不正行為の防止及び不正行為に対処するため、自治医科大学研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）を置く。

- 2 公正委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 医学部長
 - (3) 看護学部長
 - (4) 研究管理委員長
 - (5) 看護学部研究推進委員長
 - (6) 生命倫理委員長
 - (7) 臨床研究支援センター長
 - (8) 事務局長
 - (9) 大学事務部長
 - (10) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 公正委員会に委員長（以下「公正委員長」という。）を置き、前項第1号の委員（同号の職がないときは同項第2号の委員）をもって充てる。
- 4 公正委員長に事故あるときは、あらかじめ公正委員長が指名する委員が公正委員長の職務を代理し、又は職務を行う。
- 5 公正委員長は、必要があると認めるときは、公正委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(公正委員会の庶務)

第7条 公正委員会に関する庶務は、大学事務部研究支援課が行う。

(窓口の設置)

第8条 本学に、特定不正行為に関する告発又は相談を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 前項の窓口は、大学事務部研究支援課に置き、窓口の責任者は、大学事務部長とする。
- 3 前項に定める窓口、告発の方法その他必要な事項について、学内外に広く周知する。

(告発の方法)

第9条 告発は、書面、電子メール、ファックス、電話又は面談により行うものとする。

- 2 前項の告発は、原則として顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等、特定不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。
- 3 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 4 書面による告発など、窓口が受けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、窓口の責任者は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受けたことを通知する。

（告発の取扱い）

第 10 条 大学事務部長は、前条第 1 項の告発を受けたときは、速やかに公正委員会に報告するものとする。

- 2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合（特定不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。）で公正委員会が確認し必要と認めた場合、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 被告発者が他機関で行った研究活動に係る告発である場合、又は被告発者が他機関にも所属している場合は、当該事案の取扱い等必要な事項を他機関と協議する。
- 4 公正委員会は、他機関から告発の通知等を受けた場合は、告発があった場合に準じ、必要な措置をとるものとする。

（告発の相談）

第 11 条 特定不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、窓口に対して相談することができる。

- 2 窓口の担当者は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 3 窓口の担当者は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発については、大学事務部長及び公正委員長に報告するものとする。
- 4 大学事務部長又は公正委員長は、前項の報告があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認められたときは、その報告内容に關係する者に警告を発するものとする。

（予備調査）

第 12 条 公正委員会は、第 10 条第 1 項の報告を受けたときは、次の各号に定める事項について、予備調査を実施するものとする。

- (1) 告発された特定不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際に示された科学的理由の論理性
- (3) その他必要と認める事項

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 3 公正委員会は、予備調査の適正、かつ、迅速な実施を確保するため、証拠となるべき資料（以下「証拠資料」という。）の保全その他必要な措置をとるものとする。
- 4 予備調査は、関連する部門の長（部門の長を学長が兼ねている場合は、学長が指名する者とする。以下「部門長」という。）及び公正委員長が指名する教員2名により実施する。
- 5 部門長は、予備調査を終了したときは、当該調査結果を公正委員会に報告するものとする。
(本調査)

第13条 公正委員会は、前条第5項の報告に基づき、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するか否かを検討し、学長に報告するものとする。

- 2 公正委員会は、告発を受けた日から、本調査実施の要否について、特段の事情がない限り30日以内に決定する。
- 3 公正委員会は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に本調査の実施を通知し、協力を求めるものとする。なお、被告発者が他機関に所属する場合は、当該他機関の長にも通知するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等及び関係省庁に対して本調査の実施を報告するものとする。
- 5 本調査は、予備調査の結果報告書の精査、証拠資料及び必要に応じて収集した関係資料の調査並びに告発者、被告発者及び関係者（以下「関係者等」という。）からの事情聴取その他適切な方法により行うものとする。
- 6 公正委員会は、本調査を実施しないと決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合において公正委員会は、予備調査の結果を告発者又は配分機関等及び関係省庁の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会)

第14条 学長は、本調査を適正、かつ、迅速に実施するため、公正委員長に対し、本学外の当該研究分野の研究者等外部有識者を含む調査委員会の設置を命ずるものとする。

- 2 調査委員の半数以上は外部有識者で構成し、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから選出する。
- 3 調査委員会に委員長を置き、公正委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 調査委員会を設置したときは、公正委員長は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 前項の調査委員について、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して7日以内に学長へ異議申立てをすることができる。
- 6 前項の異議申立てがあったときは、公正委員会は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。なお、当該異議申立てを却下するときは、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

7 関係者等は、調査委員会の調査に対しては、誠実に協力しなければならない。

(本調査の方法)

第 15 条 調査委員会の調査は、特段の事情がない限り、本調査の実施決定日から 30 日以内に開始する。

2 調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、実験・観察ノート、その他資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。

3 調査委員会は、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠資料の保全その他必要な措置をとるものとする。

5 調査において、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合は、被告発者は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断する範囲内において、調査委員会の指導・監督のもとで再現実験を行うものとする。

6 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

(特定不正行為か否かの認定)

第 16 条 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。

2 証拠の証明力は、調査委員会の判断により、被告発者の研究体制、データチェックの方法など多角的な視点から客観的不正行為事実、故意性等を判断する。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

3 調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。

4 調査委員会は、被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、存在すべき基本的要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、特定不正行為とみなす。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、天災等その責によらない事由により、存在すべき基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合

(2) 存在すべき基本的要素の不存在が、研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、本学又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合

6 第 4 項及び前項に規定する存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

(調査結果の報告)

第 17 条 調査委員会は、特段の事情がない限り本調査の開始日から 150 日以内に、次の各号に定める事項の認定を行うとともに、当該調査の結果をまとめ、公正委員会を経由し学長に報告する。

- (1) 特定不正行為が行われた否か
 - (2) 特定不正行為と認定された場合はその内容
 - (3) 特定不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (4) 特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (5) 特定不正行為が行われなかつたと認定したときは、被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するため等専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づくものであったか否か
- 2 前項第 5 号の認定を行うにあたっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知等）

第 18 条 学長は、前条の報告を受けたときは、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知し、被告発者が他機関に所属している場合にあっては、当該機関の長に通知する。なお、当該事案が悪意に基づく告発と認定され、かつ、当該告発者が他機関に所属するときは、当該告発者の所属機関の長に調査結果を通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、学長は、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等及び関係省庁に対し調査結果を報告するものとする。

（不服申立て）

第 19 条 特定不正行為を行つたと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 10 日以内に、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であつても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 学長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあつたときは、告発者に通知のうえ、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 3 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 4 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあつた場合、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、学長は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。

（不服審査等）

第 20 条 不服申立ての審査は調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。

- 2 特定不正行為があつたと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わるもの）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 調査委員会において、当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とするとき調査委員会が判断するときは、学長は、以後の不服申立てを受けないものとする。
- 4 特定不正行為があつたと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、再調査を行うと決定した場合には、調査委員会は直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 5 前項について調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、審査を打ち切ることができる。なお、その場合には、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 調査委員会は、特定不正行為があつたと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、再調査を開始した場合、特段の事情がない限り、再調査の開始後 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。学長は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 7 告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てについては、申立てから 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに学長に報告する。学長は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

- 第 21 条 学長は、特定不正行為が行われたとの認定があつたときは、速やかに調査結果を公表する。
- 2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の特定不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があつたと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 特定不正行為が行われなかつたとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、特定不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第 22 条 特定不正行為が行われたと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対しては、本学関係規程に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(告発者、被告発者等への配慮)

第 23 条 告発者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したこと的理由に、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを受けない。

- 2 被告発者は、相当の理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的禁止、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを受けない。
- 3 調査協力者等は、不利益を受けることがないよう十分に配慮されなければならない。

(守秘義務)

第 24 条 この規程に基づき特定不正行為の調査等に関わった者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 25 条 特定不正行為以外の不正行為のうち、特定不正行為と同様の対応が必要であると学長が判断したものについては、本規程における特定不正行為に準じた対応をすることができる。

- 2 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正活動の防止及び不正行為の告発、調査等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規程第 1 号)

この規程は、平成 29 年 2 月 6 日から施行する。

附 則(令和 3 年規程第 37 号)

この規程は、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。